

事務連絡

平成 26 年 8 月 29 日

各 都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度 担当部局担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策等における広域利用の取扱いについて

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期（以下「確保方策」という。）については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。）に即し、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出等のための「作業の手引き」について」（平成 26 年 1 月 20 日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）においてお示しした「作業の手引き」（以下「作業の手引き」という。）を参考として、作業いただいているところです。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、特に、直接契約である認定こども園及び幼稚園並びに地域型保育事業については、地域によっては、市町村域を超えた利用（広域利用）の実態が恒常的に見られるところです。

市町村計画の確保方策における広域利用の取扱いについては、「基本指針」において、「当該市町村に居住する子どもについて、他の市町村の教育・保育施設又は地域型保育事業により教育・保育の利用を確保する必要があると見込まれる場合には、あらかじめ、当該他の市町村と調整を行うとともに、必要に応じて、都道府県が広域的な観点から市町村間の調整を行うこと」とし、当該調整が整った場合の市町村計画の記載方法については、「作業の手引き」（P62）にお示ししたところです。

しかしながら、これまで各市町村より、広域利用について、実態把握の方法、市町村計画に記載することの意義、計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点等に

ついて、問い合わせが多数ありました。

市町村計画の確保方策については、9月末までに中間的に取りまとめ、都道府県への報告をお願いしているところであり、国への報告についても別途お願いする予定ですが、こうした点を踏まえ、改めて、広域利用の市町村計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県計画」という。）上の取扱いに関連して、①実態把握の方法、②新制度における認可・認定の仕組みとの関係、③計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点等について、下記のとおり整理しました。

これは、一定量以上の広域利用が恒常的に存在する場合を想定したのですが、今後、市町村計画の確保方策の取りまとめ及び都道府県計画の区域の設定に係る作業を進めるに当たり、ご留意いただければと思います。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村に対して遺漏のないよう周知いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 広域利用の実態把握の方法

別紙1をご参照下さい。

### 2. 新制度における都道府県等の認可・認定の仕組みとの関係

○ 新制度では、都道府県等は、認定こども園、保育所、地域型保育事業者から認可・認定の申請があった場合には、基準を満たし、かつ、都道府県計画等で定めた区域における「利用定員の総数」（供給）が、「必要利用定員総数」（需要）に既に達しているか、これを上回る場合を除き、原則として認可・認定を行わなければなりません。（認定こども園法第3条第7項及び第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項及び第35条第8項）

○ 上記の「必要利用定員総数」（需要）は、都道府県計画等において、区域における「量の見込み」として、定められたものとなります。また、上記の「利用定員の総数」（供給）は、現に区域内に存する教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の合計数が基本となりますが、都道府県計画等において、他区域で確保されるものを区域における確保方策として定めた場合には、これを加えることも可能です。

（注1）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は都道府県が、幼保連携型認定こども園又は保育所は、都道府県、指定都市又は中核市が、地域型保育事業は市町村が、それぞれ認可・認定を行うこととなります。上記の「都道府県等」「都道府県計画等」についても、施設・事業ごとに読み替えて下さい。

（注2）「利用定員」は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が確認を行う際に設定されるものです。利用定員は、認可定員と一致することが原則ですが、新制度においては、適切な単価による給付を

支給するため、仮に認可定員が実際の利用者数と乖離している場合には、実際の利用者数を基に設定することとなります。

(注3)認定こども園については、認定区分(1号・2号・3号)ごとに、上記の需給調整の仕組みを適用します(保育所又は幼稚園が認定こども園に移行しようとする場合においては、必要利用定員総数に都道府県計画等に定める数を加えた上で需給調整の仕組みを適用します。)。学校教育法に基づく幼稚園の認可制度には、上記の需給調整の仕組みは導入されていませんが、認定こども園の需給調整を通じて、幼稚園を含む1号認定全体の需給に影響を与えます。

- 上記のような需給調整の仕組みは、都道府県計画等で定めた区域において、広域利用による対応も含め、需要と供給が適切に把握されていることが前提とされています。

### 3. 広域利用が計画上適切に記載されない場合に生じ得る問題点

- 市町村計画において、教育・保育施設及び地域型保育事業の正確な需要と供給の状況が反映されないこととなります。
- 上記2のとおり、都道府県計画等における区域ごとの需要と供給の状況は、認定こども園法又は児童福祉法に基づく施設・事業の認可・認定の判断基準となります。広域利用が計画上適切に記載されない場合には、結果として、客観的には供給不足でない場合であっても、認定こども園、保育所、地域型保育事業所から申請があった場合に、認可・認定を行わなければならない可能性があります。
- 別紙2において、1号認定子どもについて、A市からB市に100人の域外利用があるケースを例にとって、具体的な問題点について説明します。

### 4. 考えられる対応

- 教育・保育施設及び地域型保育事業について一定量以上の広域利用が恒常的に存在するにもかかわらず計画上適切に記載されていない場合には、3で記載したような問題が生じうることから、都道府県と市町村が連携して、広域利用の実態について適切に把握することが望ましいと考えられます。

特に、市町村認可の地域型保育事業や、認定こども園等について都道府県計画で定める区域と市町村域が一致する場合には、市町村計画で定める確保方策が、認可・認定の判断基準と直結し、上記3の問題点が生じやすいことにご留意いただきたいと思えます。

- また、直接契約である幼稚園等については、地域によっては、広域利用の実態が恒常的に見られ、基本的には市町村域内で利用が完結している保育所とは状況が異なります。このため、「基本指針」では、「都道府県設定区域は、・・教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと・・の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区

分・・ごとに設定することができる」としており、認定区分ごとの広域利用の実態を踏まえて、区域を定めることが考えられます。

この場合、区域を広い範囲とすればするほど、地域の需給状況を踏まえたきめ細かな需給調整が難しくなる点に留意が必要ですが、広域利用の影響については軽減することができます。

- これらの点も踏まえ、各市町村におかれては、教育・保育施設及び地域型保育事業について、一定量以上の広域利用が恒久的に存在することが見込まれる場合には、あらかじめ、他の市町村と調整を行うとともに、都道府県におかれては、必要に応じて、広域的な観点から市町村間の調整を行うことや適切な区域の設定をお願いいたします。

問い合わせ先 : 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

【新制度施行に係る全般的な事項】

TEL : 03-6257-1465、FAX : 03-3581-2521

【市町村計画の確保方策等における広域利用の取扱いに関する事項】

TEL : 03-3595-2493、FAX : 03-3595-2313

## 別紙 1

### (1) 幼稚園

- 「幼稚園における保護者の就労状況等の調査及び把握について」（平成 25 年 5 月 17 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）に基づき、各市町村で実施していただいた調査結果の活用が考えられます。
- 私立幼稚園就園奨励費補助金の支給実績の活用も考えられます。ただし、通常、就労状況とのクロス集計はできず、1号認定と2号認定の区分が難しいことに留意が必要です。なお、同補助金の支給については、教育委員会が事務を担当している市町村も多いと承知しています。

### (2) 認可外保育施設

- 「認可外保育施設の利用状況に関する調査及び把握について」（平成 25 年 9 月 6 日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）に基づき、各都道府県等を実施し、市町村に送付することとされている調査結果の活用が考えられます。
- このほか、個別の事業者への聞き取りを行うことも考えられます。

別紙 2

《広域利用を適切に記載した場合の両市の計画のイメージ》

A市子ども・子育て支援事業計画

		27年度			28	・・・
		1号	2号	3号		
量の見込み		1000	1000	500		
確保方策	特定教育・ 保育施設	市内 900 B市 100	市内 900	市内 300		
	特定地域型 保育事業			市内 100		

B市子ども・子育て支援事業計画

		27年度			28	・・・
		1号	2号	3号		
量の見込み		300	300	100		
(他市町村の子ども)		A市 100				
確保方策	特定教育・ 保育施設	市内 300	市内 300	市内 50		
	(他市町村 の子ども)	A市 100				
	特定地域型 保育事業			市内 20		

- ・ A市の市町村計画において、A市居住の1号認定子どもにおけるB市の施設利用者100人を確保方策として記載しない場合、A市には1000人の量の見込み（需要）があるにもかかわらず、確保方策（供給）は900人のみとなり、A市の1号認定子どもについては100人の供給不足として評価されます。
- ・ 仮にC県が、C県計画においてA市を一つの区域として設定した場合、同区域では100人の供給不足となっているため、認定こども園（1号定員）の新設の認可・認定の申請があれば、客観的には供給不足でないにもかかわらず、C県は認可・認定をしなければなりません。
- ・ 仮にC県が、C県計画においてA市とB市を合わせて1つの区域として設定した場合には、両市とも広域利用分を確保方策として記載しなくとも、区域全

体としては 1300 人で需要と供給が均衡していることになり、新たな認可・認定を行う必要はありません。ただし、この場合でも、A 市計画又は B 市計画のいずれかのみで 100 人の広域利用が記載され、両市の計画に整合性がない状態は、適切とは言えません。